

令和6年度 保育園利用案内

令和5年11月発行

保育園に入園される前に、必ずお読みください。

保育園を利用するうえでの重要事項を記載しています。入園後にもご活用ください。

1	保育所とは	1 ページ
2	子ども・子育て支援新制度	1 ページ
3	幼児教育・保育の無償化	1 ページ
4	給食について	1 ページ
5	町内の施設	2 ページ
6	保育利用の流れ	2 ページ
7	保育の必要性和認定	4 ページ
8	利用時間	4 ページ
9	ならし保育	4 ページ
10	土曜日の利用について	4 ページ
11	延長保育	4～5 ページ
12	申請（入園）後の手続き	5 ページ
13	保育料	6 ページ
14	特別利用保育	6～7 ページ
15	第3号認定子どもにかかる利用者負担額（保育料）表	8 ページ



松野町役場 町民課 児童福祉係

〒798-2192 松野町大字松丸 343 番地

TEL 0895-42-1113 開庁時間(平日 8:30~17:15)

1 保育所とは

保護者が就労や病気などで、保育を必要とするとき、保護者にかわって保育を行う児童福祉施設です。

◆利用できる方

保護者の就労、妊娠・出産、病気や障がいなどの事情により、保育の必要性がある方は入園申込みができます。集団生活で友達を作りたいなどの理由での申請はできません。

2 子ども・子育て支援新制度

一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。

新制度では、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という基本的考えのもと、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的にすすめることを目指しています。

3 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から3～5歳児クラスの保育所や幼稚園、認定こども園の保育料が無償になりました。

◆対象児童

(1) 3～5歳児クラスの全世帯の児童

※3歳の誕生日を迎えた年の年度末までは、これまでどおり保育料がかかります。

(2) 0～2歳クラスの住民税非課税世帯の児童

※4月1日時点の年齢で、その年度のクラスを決めます。

◆無償化の範囲

月額保育料が全額無償となります。※延長保育料は対象外です。

なお、幼児教育・保育の無償化の範囲に関する国の考え方は、給食費を保護者の実費負担とする取扱いに改められましたが、松野町の保育園においては、給食費（主食・副食）の実費徴収は行っておりません。町内産のお米を使用し、地産地消に努めている他、1ヶ月4,500円あたりの副食費を免除することで、子育て世帯の支援に取り組んでいます。

現在、松野町に認可外保育施設（一時預かり等）はありませんが、町外の施設を利用する場合、条件により利用料が無償化の対象となります。必ず利用前に保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、役場町民課までご相談ください。

4 給食について

松野町においては、全年齢の子どもにかかる給食費（主食費・副食費）の実費徴収はおこなっておりません。

新型コロナウイルス感染症や不慮の事態で給食が提供できない場合は、お弁当の持参をお願いする場合がありますのでご承知おきください。

5 町内の施設

令和元年4月より、松丸保育園と吉野生保育園を統合し、虹の森まつの保育園としてスタートしました。

子育て支援拠点事業「つくしんぼ」を併設し、保育園を利用していない子どもとその保護者の方が集える施設となっています。

施設名	定員	住 所	電話番号	入園可能月齢
虹の森まつの保育園	80名	松丸166番地1	0895-42-0204	満6か月になった翌月以降

6 保育の利用の流れ

(1) 認定申請・入園申込み

松野町役場で受付します。既に虹の森まつの保育園を利用している児童については、保育園へ提出できます。

(2) 審査

提出された書類の内容を確認し審査します。

必要に応じて、職員による面談や、職場やご自宅にお電話することがあります。

※保育園に入園できるのは、集団保育が可能であるお子さんです。事前に役場までご相談ください。

(3) 認定・利用調整

入園にあたり、面談を実施します。

(4) 入園決定

7 保育の必要性と認定

保育の利用は、保育の必要性が認められる場合に限られます。

保護者が下記のいずれかに該当することにより、保育の必要性が認められます。

【保育を必要とする理由】

- 就労（月48時間以上）
 - 妊娠・出産
 - 保護者の疾病、障害
 - 同居親族等の介護・看護
 - 災害復旧
 - 求職活動
 - 就学・職業訓練
 - 虐待やDVのおそれがあること
 - 育児休業取得時にすでに保育園利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ※集団生活を経験させたい等の理由では保育の利用はできません。

保育が必要であることが確認できる書類

保育を必要とする事由	備 考	申請に必要な添付書類
① 就労していること 月 48 時間以上の就労	会社勤めの方	就労証明書
	自営業の方 民生委員の証明が必要です。	就労証明書
	農業の方 民生委員の証明が必要です。	就労証明書
② 妊娠中または出産後であること	出産予定月の前3か月から、出産した子どもが1歳に達する月の末日まで入園可 ※ 出産した子どもでなく上の子どもの入園	出産申立書 母子手帳
③ 疾病にかかっている、もしくは身体に障がいを持っていること		疾病等申立書 診断書
④ 同居または長期入院している親族を常時介護・看護していること		介護（看護）申立書 診断書、身障手帳等
⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること		災害復旧申立書 被災証明等
⑥ 求職活動中であること	入園期間は90日が上限	求職申立書 ハローワーク登録証等活動がわかるもの
⑦ 就学していること		就学申立書 在学証明書
⑧ 虐待やDVのおそれがあること		虐待・DV申立書
⑨ <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要</u> であること	出産した子どもが1歳に達する月の末日まで入園可 ※ 出産した子どもでなく上の子どもの入園	就労証明書

利用できる施設	要 件	認定区分
幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）、特別利用保育	満3歳以上で、 <u>教育を希望する子ども</u>	1号認定
認可保育園、認定こども園（保育部分）	満3歳以上で、 <u>保育を必要とする子ども</u>	2号認定
認可保育園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育	満3歳未満で、 <u>保育を必要とする子ども</u>	3号認定

※ 3号から2号への変更は、町が職権で行うため、手続きの必要はありません。

◆認定事由（保育を必要とする理由）と保育の必要量の区分

保育の必要性の認定で2号または3号認定を受けた方は、保育の必要量に応じ以下のいずれか

の区分に認定します。この区分は、保護者の就労等の程度に応じて、利用可能な最大時間を設定するものです。

なお、認定事由と保育必要量の区分は、さかのぼって変更することはできません。変更を希望する月の前月までに、教育・保育給付認定（変更）申請書の提出が必要です。

保育必要量の区分	就労	妊娠出産	疾病障害	介護看護	災害復旧	求職活動	就学	育児休業
保育標準時間	△	△	○	○	○	×	△	×
1日最 11 時間	※1	※3					※1	
保育短時間	△	△	○	○	○	○	△	○
1日最大 8 時間	※2	※3					※2	

※1 保護者の就労時間（就学時間）が月 120 時間以上

※2 保護者の就労時間（就学時間）が月 48 時間以上 120 時間未満

※3 原則、産前・産後各 2 ヶ月間は標準時間、それ以外は短時間に区分されます。

8 利用時間

利用時間は、おおむね 8 時間が基本です。しかし、実際の利用時間は、就労時間や通勤時間を考慮して認定した「保育必要量の区分」の範囲内で、実際の勤務状況などを確認のうえで決定し

ただし、お子さんの育成上の配慮の観点から短時間での利用が望ましい場合もあります。

保育必要量の区分	保育時間（保護者の状況に応じて利用できる時間の上限）
保育標準時間	1日最大 11 時間 （7時30分から18時30分までの間）
保育短時間	1日最大 8 時間 （8時から16時までの間） ※8時間を超えて利用する場合、延長保育料が発生します。

9 ならし保育

お子さんの負担を軽減するため、お子さんが保育園での生活に慣れるまでは短い時間（午前中の数時間）での保育を行い、徐々に保育時間を長くしていきます。ならし期間は、お子さんにより個人差がありますが、おおむね 1 か月未満です。詳しくは保育園とご相談ください。

10 土曜日の利用について

土曜日の利用は、本当に保育が必要な方を優先して受入れを行います。平日と同様、保護者の方（両親とも）が勤務の場合にお預かりいたしますので、保護者のどちらかが勤務がなく、家におられる場合は、保育園の利用はお控えいただきますようご協力をお願いします。

ただし、残業や急な出勤など、やむを得ない事情等がある場合は、柔軟に対応しますので、保育園に御相談ください。

※利用する月の前月の中旬までに「延長保育兼土曜保育利用予定表」の提出が必要です。

11 延長保育

保育短時間の認定を受けた方で、8時から16時以外に保育園を利用する場合は、延長保育となります。延長保育料は子ども 1 人につき、1 回 200 円です。翌月に 1 ヶ月分をまとめて現金で

お支払いいただきます。

ただし、松野町では、7時30分から8時と16時から16時30分までの利用時間は、延長保育料を免除しています。これは、16時までのパートタイム勤務の方の時間を考慮し、猶予時間を設けたものです。

※延長保育料は無償化の対象外です。

※利用する月の前月の中旬までに「延長保育兼土曜保育利用予定表」の提出が必要です。

【延長保育】

	7:30					18:30
標準時間	利用可能な時間帯					
短時間	7:30	8:00	16:00	16:30	18:30	
	延長保育	利用可能な時間帯	延長保育	延長保育 (200円)		

12 申請（入園）後に必要な手続き

申請内容に変更等が生じた場合は、早急に必要書類を提出してください。

必要書類等は役場町民課 児童福祉係にお問い合わせください。

なお、認定事由と保育必要量の区分は、さかのぼって変更することはできません。変更を希望する月の前月までに、教育・保育給付認定（変更）申請書の提出が必要です。

変更等の内容	必要書類
世帯構成に変更があった場合	「変更申請書」（住民票の手続き後）
住所の変更があった場合	「変更申請書」（住民票の手続き後）
松野町外へ転出した場合 ※町外へ転出した場合、現在入所中の施設は退所となります。 引き続き、同じ施設への入所を希望される場合は、転出先の住所地での手続きが必要ですので、早めにご連絡ください。	「退所届」
現在の就労状況に変更があった場合 例) 勤務先が変わった、就労日数・就労時間を変更した、求職中だったが勤務を開始した場合	「変更申請書」・「雇用(就労)証明書」
勤務先を退職した場合	「変更申請書」・退職日がわかるもの（離職票など）・求職活動に認定変更する場合はその確認書類
産前産後休業・育児休業を新たに取得することになった場合 産前産後休業・育児休業期間を延長した場合 育児休業を終え、職場に復帰することになった場合	「変更申請書」・「雇用(就労)証明書」
年度途中で住民税の申告(修正を含む)をしたとき ※保育料が変更される場合があります。	「変更申請書」※基準日に松野町外に住んでいた方は、住民税課税証明書（変更後のもの）

13 保育料

平成 28 年度から、少子化対策の取組として国の減免基準をさらに拡大し、養育している子どもの 1 人目と 2 人目の保育料を基準額の半額、3 人目以降については無料としています。

さらに、令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化 3 歳～5 歳児クラスの子どもと、0 歳～2 歳児クラスのうち、住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償になりました。

※詳しくは 1 ページをご覧ください。

※年度途中で 3 号から 2 号に変更になった場合でも、3 歳の誕生日を迎えた年の年度末までは、保育料がかかります。

◆保育料の支払

- (1) 保育料の納付は口座振替が原則です。口座振替の登録は金融機関での手続きが必要です。
- (2) 保育料の口座振替日は 毎月 25 日 です。振替日が土・日・祝日の場合は、翌日になります。
- (3) 保育料は月額です。月途中に入退所した場合でも、日割り計算はしません。
- (4) 保育料を滞納すると、児童手当から直接徴収する場合もあります。

◆保育料の判定

- (1) 保育料は各家庭（父母合算）の住民税の所得割額等により決定します。
- (2) 金額の決定は年 2 回行います。その際、住民税額の確認作業を行います。4 月～8 月分は前年度の住民税、9 月～3 月分は現年度の住民税により決定します。
- (3) 保育料を決めるための書類の提出がない場合、または 住民税未申告の場合、最高額の保育料とさせていただきます。
- (4) 父母共に住民税が非課税かつ父母の収入が生活保護の基準を下回る場合、同居の親族（お子さんの祖父母、曾祖父母または兄姉）の内で最多収入者を家計の主宰者と認定し、その方の課税状況を含め保育料を決定します。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 5 年度の市町村民税額による保育料						令和 6 年度の市町村民税額による保育料					

14 特別利用保育

地域に幼稚園等がないために、施設の利用ができない 1 号（教育）認定のお子さんが、地域の保育園を特別に利用することができる制度です。

2 号・3 号認定と異なり、保護者の就労等の保育を必要とする要件は必要ありません。

利用できる施設	要件	認定区分
幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）、 特別利用保育	満 3 歳以上で、 <u>教育を希望する</u> 子ども	1 号認定
認可保育園、認定こども園（保育部分）	満 3 歳以上で、 <u>保育を必要とする</u> 子ども	2 号認定
認可保育園	満 3 歳未満で、 <u>保育を必要とする</u> 子ども	3 号認定

◆利用対象児童

松野町に在住の3歳児から5歳児のお子さんで、年少・年中・年長クラスの利用になります。

※4月1日時点で3歳以上であること。

◆保育時間

8時30分から14時00分までです。園行事の場合を除き、土・日曜日は休みです。

学校と同様に長期休暇がありますが、虹の森まつの保育園では特別に夏季休業期間の利用ができます。

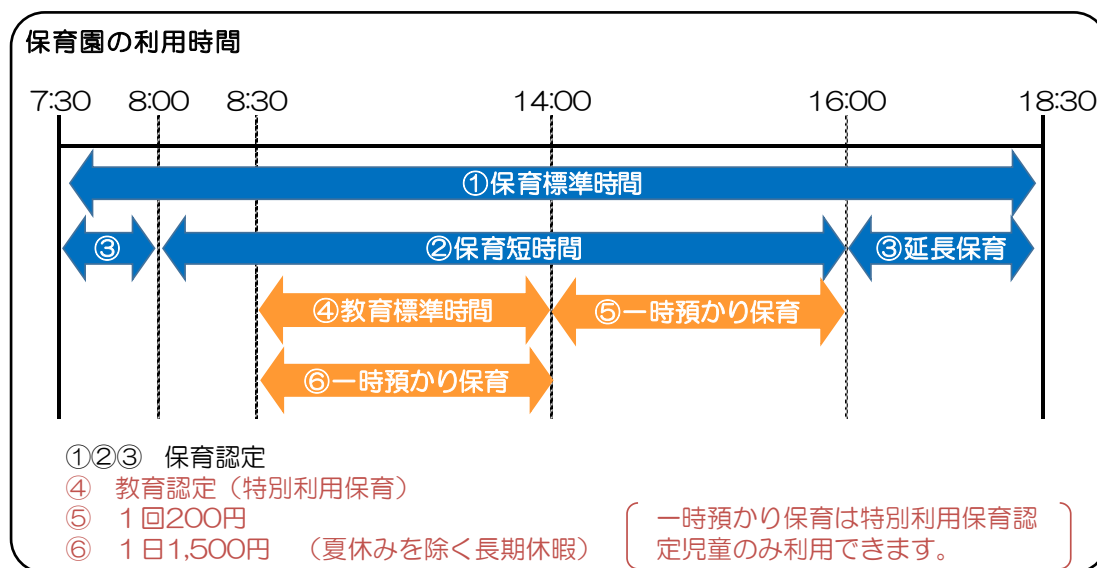
※長期休業日

- ・学年始休業日 …… 4月1日から4月7日まで
- ・夏季休業日 …… 7月21日から8月31日まで
- ・冬季休業日 …… 12月26日から翌年1月7日まで
- ・学年末休業日 …… 3月26日から3月31日まで

◆保育料

幼児教育・保育の無償化の対象となりますので、保育料は無料です。

また、都合（事前の申出）により、14時以降や長期休暇中に利用する場合は、一時預かり保育の利用となり、利用料が発生します。



【給食】

給食を提供します。午後のおやつはありません。

ご了承いただきたい事項

- (1) 特別利用保育は、定員に空きがある場合に限りしますので、2号（保育）認定の児童の入所が決まった場合は、退園していただく可能性もあります。
- (2) 基本的には就労等により家庭保育に欠ける2号認定とは異なるため、**迎えの時間に頻繁に遅れる場合には、特例により利用をお断りする場合があります。**
- (3) 就労、妊娠・出産等、その他保育の必要性が発生したときは、保育短時間又は標準時間へ認定の変更ができますので、保育園もしくは役場町民課までお申出ください。

15 第3号認定子どもにかかる利用者負担額保育料表

(単位：円)

階層区分	定義		利用者負担額（月額）		
			保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯		0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯		0	0	
第3階層	1	均等割課税世帯	ひとり親世帯等	(2,250) 4,500	(2,250) 4,500
			その他世帯	(6,250) 12,500	(5,250) 10,500
	3	所得割課税額 5,000 円未満	ひとり親世帯等	(2,250) 4,500	(2,250) 4,500
			その他世帯	(6,750) 13,500	(5,750) 11,500
	5	同上 5,000 円以上 48,600 円未満	ひとり親世帯等	(2,250) 4,500	(2,250) 4,500
			その他世帯	(7,250) 14,500	(6,250) 12,500
第4階層	1	同上 48,600 円以上 62,800 円未満	ひとり親世帯等	(2,250) 4,500	(2,250) 4,500
			その他世帯	(9,250) 18,500	(8,250) 16,500
	3	同上 62,800 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	(2,250) 4,500	(2,250) 4,500
			その他世帯	(10,250) 20,500	(9,250) 18,500
	5	同上 77,101 円以上 97,000 円未満	(11,250) 22,500	(10,250) 20,500	
第5階層	1	同上 97,000 円以上 115,000 円未満	(12,250) 24,500	(11,250) 22,500	
	2	同上 115,000 円以上 133,000 円未満	(13,750) 27,500	(12,750) 25,500	
	3	同上 133,000 円以上 169,000 円未満	(15,250) 30,500	(14,250) 28,500	
第6階層	1	同上 169,000 円以上 195,400 円未満	(15,750) 31,500	(14,500) 29,000	
	2	同上 195,400 円以上 221,800 円未満	(16,750) 33,500	(15,500) 31,000	
	3	同上 221,800 円以上 248,200 円未満	(17,750) 35,500	(16,500) 33,000	
	4	同上 248,200 円以上 274,600 円未満	(18,750) 37,500	(17,500) 35,000	
	5	同上 274,600 円以上 301,000 円未満	(19,750) 39,500	(18,500) 37,000	
第7階層	1	同上 301,000 円以上 333,000 円未満	(20,750) 41,500	(19,250) 38,500	
	2	同上 333,000 円以上 365,000 円未満	(21,250) 42,500	(19,750) 39,500	
	3	同上 365,000 円以上 397,000 円未満	(21,750) 43,500	(20,250) 40,500	
第8階層	同上 397,000 円以上		(22,750) 45,500	(21,250) 42,500	

- 1 保護者が養育する子どもの第1子及び第2子は基準額の半額である（）内の額とし、第3子以降は無料（0円）とする。ただし、第2階層に属する場合は第2子以降を無料（0円）とする。
- 2 1のうち、次のいずれかに該当する世帯は、第2子から無料（0円）とする。また、次のいずれかに該当する世帯が第2階層に属する場合は第1子から無料（0円）とし、第3階層に属する場合の第1子はひとり親世帯等の欄を適用する。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障がい児（者）のいる世帯
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者